

弘化四年 東大寺宝物録に見る正倉院宝物について

森 本 公 誠

東大寺の長い歴史のなかで、江戸期のそれが脚光を浴びることはほとんどないが、それでも公慶上人による大仏の修復や大仏殿の再建がなければ、果たして東大寺が現在のような形で存続できたか否か疑わしいし、伽藍の偉容を後世に伝えていくことも不可能だったであろう。そのような意味で、公慶上人の復興事業は特筆すべきことであり、上人に続く江戸期の東大寺の活動も注目すべき点は多々あるように思われる。しかしながら実際は、江戸期の東大寺の歴史が細部にわたって再現され、その意義が十二分に評価されているとは言いがたいのが現状である。そこで、こうした問題に取り掛かる一

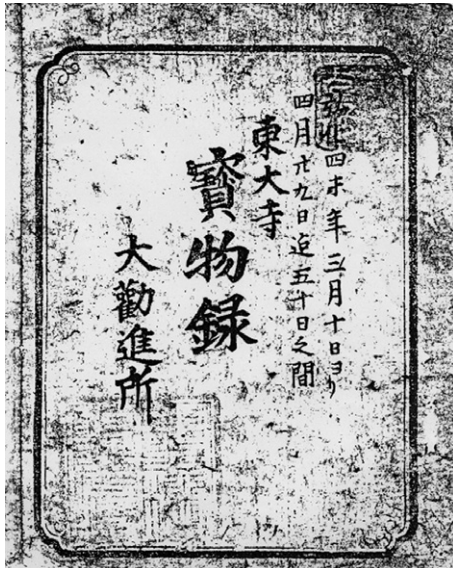


図1 弘化四年 東大寺宝物録 表紙

つの糸口として、幕末に近い弘化四年（一八四七）に東大寺境内で大々的に行われた御開帳のさいの展示目録『東大寺宝物録』を取り上げ、そこに記載されてい

る正倉院宝物を通じて、当時の東大寺の在り方や関係者の意識の一端に触れてみたいと思うのである。そうすることによって、当時の東大寺の実態をいささかでも明らかにできれば望外の幸せである。

さて弘化四年と言えば、嘉永六年（一八五三）ペリー黒船来航のわずか六年前のことである。目録そのものには何も触れられていないが、弘化四年は行基菩薩の千百年御遠忌の年に当たり、東大寺では三月二日から同八日までの七日間、大法要が大仏殿で執り行われた。そしてそれを記念して、東大寺境内の各所で東大寺の由緒を示す様々な宝物が開帳された。もつとも大掛かりなものは、大仏殿の復興事務所とも言うべき大勧進所が主催して行ったもので、二日後の三月十日から四月二十九日までの五十日間にわたり、二月堂と勧進所を会場にして催され、出陳点数は一八八件の多きに達した。

また当時は東大寺のなかでも別組織と考えられていた戒壇院が、やはり別組織の真言院との共催で三月十五日から四月十四日まで三十日間にわたって、別途に開帳を行った。会場は戒壇堂と真言院内の灌頂堂で、出陳点数は六七件となっていて、『東大寺戒壇院宝物録』の表題をもつ目録の原本が残っている。

注目したいのは勧進所の目録のほうで、これは木版刷が発行され

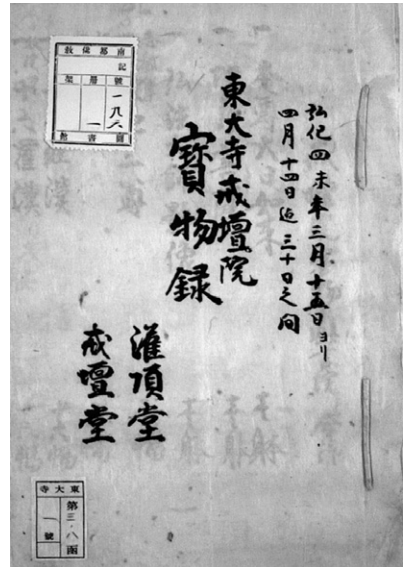


図2 弘化四年 東大寺戒壇院宝物録表紙

れる。恐らく宝物の展観と印刷物の発行という手段によって、東大寺の存立意義を世に問おうとした最初の試みと考えられる。展観を通じて、東大寺に対する人々の関心は改めて深まったことであろう。木版刷の目録は東大寺では残っていないが、二十数年前に兵庫県の方から寄贈を受けた。なお木版刷目録とは別個に、原本を異にする写本も存在したらしく、宝物内容は同じだが、近代の筆写本が残っている。

実はこの目録の内容を見ると、現在では東大寺が所蔵していないものも多く、行方不明のものもある。追跡調査を要すると思われるが、まだ行なわれていない。そして何よりも注目されるのは、現在は正倉院の御物とされる宝物が数多列記されていることである。それに、ルビが振られていることも参考になる。

目録の構成は「二月堂内ニテ令拜」と「大勧進所ニ而開帳」の二部からなっており、ここで紹介したいのは、正倉院御物を多く含む二月堂展示分である。先ず冒頭、勧進所の場合は単に「開帳」とあるのに、二月堂の場合は「拜七令ム」とあって、展示に当たっての

ている。むろん、宝物内容が世間に周知されることを目的として目録は頒布されたのであろう。先ずそのことに東大寺側の発行の意志が認めら

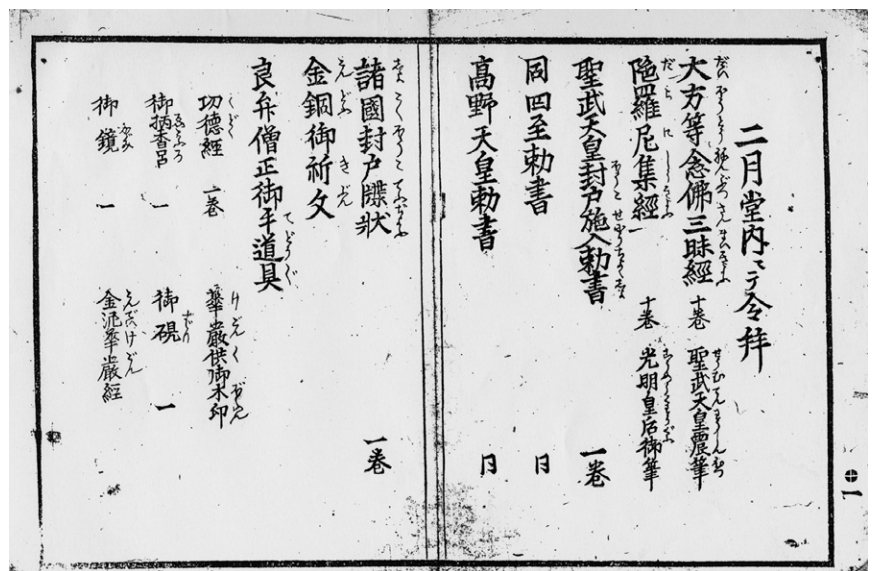


図3 弘化四年 東大寺宝物録 第一丁

東大寺側の意識の差を示すのであろう。ここで展観された品目は、東大寺にとつてかけがえのない貴重なものであり、聖武天皇による創建はむろんのこと、近世に至るまでのその後の由緒を証拠立てしようとする姿勢が窺える。宝物の品名は以下のよう列記されている。

- | | |
|------------|-----------|
| 二月堂内ニテ令拜 | 一巻 |
| 大方等念仏三昧經 | 十巻 聖武天皇宸筆 |
| 陀羅尼集經 | 十巻 光明皇后御筆 |
| 聖武天皇封戸施入勅書 | 一巻 |
| 同四至勅書 | 同 |
| 高野天皇勅書 | 同 |

諸国封戸牒状 同

金銅御祈文

良弁僧正御手道具

功德經 一卷 華嚴供御木印

御柄香呂一 御硯 一

御鏡 一 金泥華嚴經

良弁僧正御衣

同 御袈裟

五獅子如意 一振 理源大師所持

執金剛神縁起

一條大閣御筆

土佐將監 画

酒人内親王御筆施入帳

尊氏公御書

尊氏公義持公義政公御書并畠山書

信長公御朱印

太閤秀吉公御朱印

壽永三年解状

鴨毛御屏風

天平古切御屏風

天平古切紫綾

同 同紅染古切

天平革

陵王古面 正元元年卜有

納曾利古面 正元元年卜有

伎樂古面 天平年号有 七枚

散手古面 一枚

永元三年 佛師法眼院賢模

貴徳古面 一枚

皇仁古面 長久三年卜有 四面

元徳年中油壺

正倉院古文書

第一卷十七通

神祇官十一月断簡一通ヨリ以下拾六通

第二卷十二通

治部省断簡一通ヨリ以下十一通

第三卷十四通

宮内省一通ヨリ以下十三通

第四卷十三通

春宮坊断簡一通以下十二通

第五卷六通

東大寺印書天平宝字六年造
石山寺所繼文 以下六通

第六卷七通

越前国司牒造寺司一通以下六通

第七卷三通

良弁僧正署書

道鏡禪師牒

實忠和尚署書

第八卷四通

天平十八年曆一通以下三通

第九卷貳通

左京職天平十年正税帳断簡一通以下一通

第十卷ヨリ四十三卷マテ合四十四卷

大倭国天平二年正税帳并山背国

和泉国 摂津国 伊賀国 志摩国

尾張国 遠江国 駿河国 甲斐国

伊豆国 相模国 安房国 下総国

御野国 陸奥国 越前国 佐渡国

但馬国 因幡国 出雲国 隱岐国

播磨国 備中国 周防国 長門国

紀伊国 淡路国 阿波国 筑前国

豊前国 豊後国 筑後国 薩摩国

右三十四ヶ国正税戸籍類

第四十四卷十五通

天平宝字宣命案一通

宝字八年恵美大家牒

神護元年檢仲磨田村家物使某之状

宝龜五年錢借状

係年未審一夜錢借状

以下十通

第四十五卷九通

造佛所作物帳中卷案一通以下八通

當寺奴婢貢文

十通

新造屋本尊

釘打阿彌陀如來 親鸞聖人念持佛

襟掛觀世音

良弁僧正念持佛

(以上)

最初の『大方等(大集菩薩)念仏三昧經』十卷は聖武天皇筆として伝来していたためであろう、元禄五年(一六九二)の大仏開眼供養のときに公慶上人が大仏の石壇上で展示、人々に拝観させた。現在重要文化財として東大寺が所蔵する。二番目は『大威徳陀羅尼集經』のことで、光明皇后筆と伝わっていて、これも元禄のとき展示された。いわゆる五月一日経の一つ。

次の「聖武天皇封戸施入勅書」から「金銅御祈文」までの五点は、いずれも現在正倉院にあるもので、三倉のうち中倉にあったという。「東大寺封戸勅書」は聖武天皇が天平勝宝元年(七四九)、東大寺の造営と維持のために封戸五千戸を施入した勅書で、すでに平安後期に編纂された『東大寺要録』に記載されている(二〇五頁)。

次の聖武天皇に係わるとする「同四至勅書」はいわゆる「山堺四至^{しず}図」に関連するものと思われるが、地図そのものではなく、「東大寺山堺勅定」のことであろうか。孝謙天皇の勅書とされるこの文書の成立には疑義がもたれているが、久安三年(一一四七)の『東大寺印藏文書目録』には触れられているので、東大寺では早くから重要文書として大切に保管されてきたのであろう。これが山堺四至図とともに正倉院に移管されたのは明治初年のこととされている。

次の孝謙天皇の勅書はどれに当たるのかこの文言だけでは同定は困難である。「諸国封戸牒状」とは、天平勝宝四年十月廿五日の年紀をもつ計一千戸の封戸の諸国内訳を示した牒状で、すでに『要録』(二〇七—〇九頁)に記載されている。「金銅御祈文」とは聖武天皇の

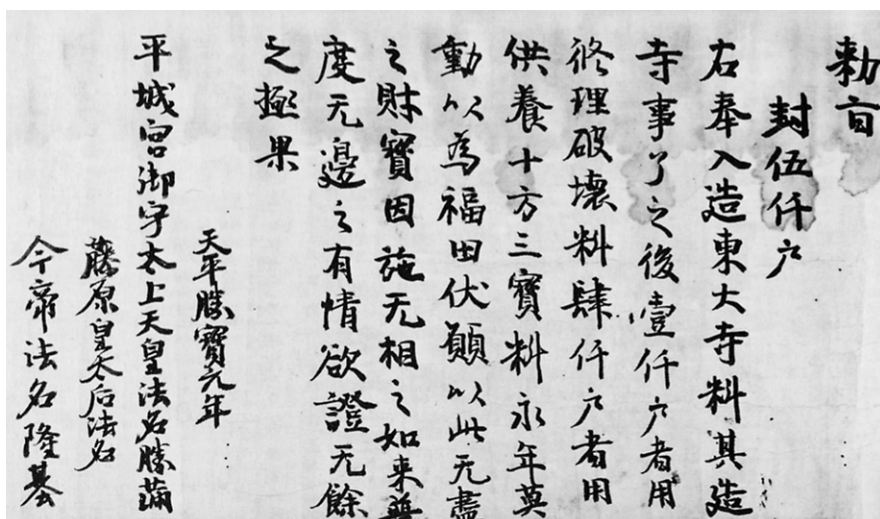


図4 東大寺封戸勅書 (正倉院宝物)

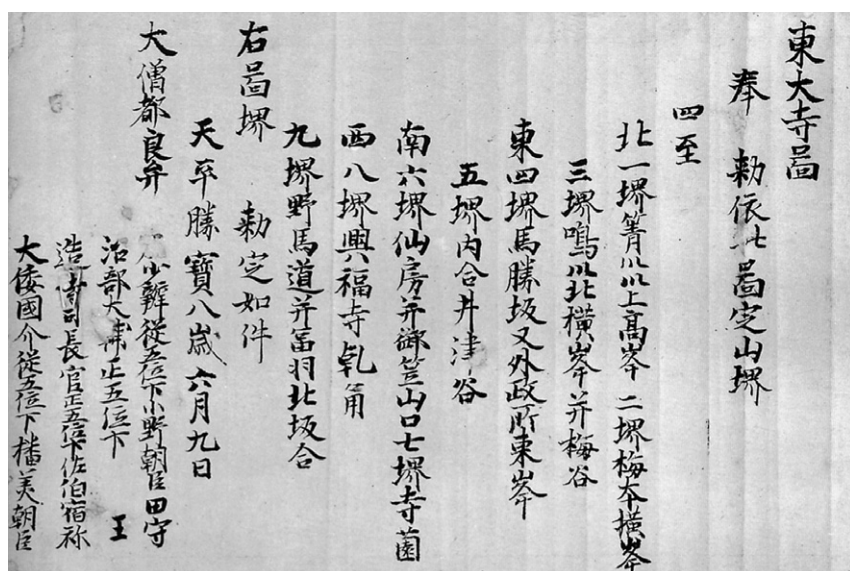


図5 東大寺山界勅定 (正倉院宝物)

銅版勅願文、いわゆる銅版勅書のこと、表は「菩薩戒弟子皇帝沙弥勝満」で始まる天平勝宝五年正月十五日付聖武天皇の願文、裏は「施／封五千戸／水田一萬町」で始まる天平勝宝元年の施入勅願文が銅版に刻まれていて、それぞれ『要録』(三五―三六、二〇六頁)に記載されている。

『要録』によれば、銅版勅書は東大寺の「印藏」という倉に収められているという。したがって山界勅定も考慮すると、これら五点

の宝物は本来は正倉院にはなく、いずれも創建当初の由緒を物語る証拠の品ということで、印藏に収められ、大切に伝承されたと考えられる。仁治二年(一二四二)に東大寺別当になった定親は拜堂のさい、上司庁で印藏を開いて古文書等を点検しているが、それ以降の印藏の状況については筆者には不明である。少なくとも正徳四年(一七一四)以降は、重要文書類は東南院、現東大寺本坊の宝庫に収められていたのであろう。それが明治になって、明治政府が管理する正倉院に移され、御物となった。

次の良弁僧正に係わるものは、いずれも元禄五年に大仏の壇上で展示されたもの、ただし御衣や袈裟は行方不明である。五獅子如意も元禄に展示されており、現存する。執金剛神縁起は東大寺に現存する。

次に見える酒人内親王御筆施入帳の内親王とは、聖武天皇の孫娘で、幼いときは伊勢神宮に齋宮として滞在したが、長じて宮中に帰り、大倭美人であったため、桓武天皇が側室の一人に加えた。二人は異母兄妹の関係になる。酒人内親王のことは『要録』にも触れられている(三六七―六八頁)。これはその内親王が田畑などを東大寺へ施入したときの直筆の文書で、もと東南院に伝わったが、明治になって東南院文書として一括して正倉院に収められた。

次に目録のうえでは、尊氏ら足利將軍、織田信長、豊臣秀吉、源頼朝と、日本の歴史を動かした人物たちの文書が続くが、彼らと東大寺との係わりを示すものとして、東大寺には特別の意識があり、展示したのであろう。

目録第三丁に移り、冒頭の「鴨毛御屏風」^{かも毛のおんびょうぶ}は、現在は「鳥毛屏風」といわれて正倉院の有名な御物となっているもの。江戸時代は山鳥ではなく、鴨の羽毛で貼り付けられていると考えられていて、このような名になっていた。しかし鳥毛屏風には立女と篆書と帖成文書の三種類があり、ここでの一又は篆書屏風六扇と帖成文書屏風六扇と考えられる。しかも、これらは聖武天皇遺愛の品ということである。現在は北倉に収められているが、それがなぜ東大寺の宝物として展覧されたのであろうか。

むろん、弘化四年の御開帳に当たって正倉院が開封されたということはないので、これらの屏風は天保四年（一八三三）の開封のときに出庫され、修理のためにそのまま寺内に留め置かれたのである。天保四年は単なる開封ではなく、宝庫そのものの修理を目的としていたので、宝物類は八幡宮宝蔵、東南院経庫、大湯屋に分納するか、一部は修理もしくは調査に付した。問題は修理のなった屏風類を東大寺宝物の一環として開帳したことである。当時は所有権だとか管理権だとかの意識が現今のように厳格でなかったのかもしれない。修理費用は主に幕府が出したのであろうが、一部は東大寺で負担したとされている。ちなみに篆書屏風は、明治八年の東大寺大仏殿での博覧会で展示されている。

次の「天平古切御屏風」も正倉院では「東大寺屏風」と呼ばれて北倉にあるが、聞くとところによれば、現在は屏風仕立てになってい

ないそうである。

次に東大寺所蔵のものが一〇件続いたあと、「正倉院古文書」四五巻の詳細なる目録が列記されている。これは天保の開封にさいし、奈良奉行梶野良材の家来で国学者穂井田忠友（一七九二〜一八四七）が写経所文書のうち重要なものを選別して整理したもので、正倉院古文書では「正集」と呼ばれている。作業は東大寺八幡宮の新造屋でなされ、天保七年（一八三六）に終了したとされているから、編集して八年後の公開となった。これは正倉院古文書がわが国で一般に公開された最初ということになる。しかも東大寺ではこれも東大寺の宝物として公開したということである。

こうして目録の内容を順次見ていくと、江戸期の東大寺の僧侶たちが正倉院宝物をどのように意識していたかが感じられてくるのである。なお宝物録の最後は公慶上人筆の六字名号となっている。これも意味深い配慮があると思われる。

（もりもと こうせい 華嚴宗管長・東大寺別当）